

会 議 録

| | | | | |
|-------------------------------------|------------------|---|---------|-----|
| 会 議 名 (審 議 会 等 名) | | 第 8 回川西市障害者施策推進協議会 | | |
| 事 務 局 (担 当 課) | | 健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線 (2 6 5 6) | | |
| 開 催 日 時 | | 平成 2 9 年 2 月 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 2 時 1 8 分 | | |
| 開 催 場 所 | | 川西市役所 B 0 1 会議室 | | |
| 出 席 者 | 委 員 (敬 称 略) | 安田会長、秋山副会長、津田委員、植田委員、森寺委員、寺田委員 中谷委員、西川委員、今村委員、西中委員 (欠 席 委 員) 扇田委員、宮坂委員、竹本委員、鬼島委員、片峰委員 | | |
| | そ の 他 | | | |
| | 事 務 局 | 根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、 山下障害福祉課長補佐 | | |
| 傍 聴 の 可 否 | | <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可 | 傍 聴 者 数 | 0 人 |
| 傍 聴 不 可 ・ 一 部 不 可 の 場 合 は 、 そ の 理 由 | | | | |
| 会 議 次 第 | | 1 . 開 会 2 . 協 議 事 項 (1) 「 (仮 称) 第 7 次 川 西 市 障 が い 者 福 祉 計 画 」 策 定 に 係 る ア ン ケ ー ト の 実 施 に つ い て (2) 障 害 者 差 別 解 消 支 援 地 域 協 議 会 に つ い て 3 . そ の 他 4 . 閉 会 | | |
| 会 議 結 果 | | 別紙のとおり | | |

審 議 経 過

(開 会 午後 1 時 3 0 分)

会 長 ただ今から「第 8 回川西市障害者施策推進協議会」を開会いたします。
 まず、委員の出欠をご報告いたします。
 ただいまの出席委員は 1 0 名です。扇田委員、宮坂委員、鬼島委員、片峰委員からは欠席する旨の届け出を頂いております。
 次に、委員の異動について、事務局から報告させます。

事務局 2 名の委員に異動がございましたので、ご報告申し上げます。
 川西養護学校の人事異動により、梅沢信広委員が昨年 3 月 3 1 日付で辞任され、後任の委員が欠員となっておりますが、昨年 9 月 1 日付で、川西養護学校校長の扇田信幸様に、本協議会委員にご就任いただくことになりました。
 また、市議会の役員改選に伴い、岡留美委員が昨年 1 0 月 2 8 日付で辞任されましたので、同日付で、市議会議員の宮坂満貴子様に、本協議会委員にご就任いただくことになりました。
 いずれも公務のため、本日は欠席されていますが、ご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

会 長 それでは、本日の「協議事項」に移ります。
 1 項目め「『(仮称)第 7 次川西市障がい者福祉計画』策定に係るアンケートの実施について」です。
 事務局の説明を求めます。

事務局 「資料 1 」をご覧ください。
 現在の「第 6 次川西市障がい者福祉計画」は、来年度(平成 2 9 年度)をもって計画期間が終了するため、来年度は、次期第 7 次計画の策定を行う予定としておりますが、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、次の 3 種類のアンケートを実施したいと考えております。
 1 番の「概要」をご覧ください。
 一つ目は、障害者手帳所持者を対象としたアンケートで、生活の状況や障害福祉サービスに対するニーズ等を把握することを目的に実施します。
 前回までは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の 3 区分で対象者を抽出していましたが、今回から、児童福祉法の改正により、新たに障害児福祉計画の策定が義務づけられましたことから、1 8 歳未満の障害者手帳所持者の区分を別に設け、合わせて 4 つの区分で対象者を抽出することとし、全体で 1 5 0 0 人から 2 0 0 0 人程度の規模で調査を行いたいと考えております。

審 議 経 過

二つ目は、手帳所持者以外の18歳以上の市民を対象としたアンケートで、障がい者との関わりや、障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的に実施します。

前回までは、20歳以上の市民を対象としていましたが、選挙権年齢が引き下げられたことも勘案し、今回は18歳以上の市民から1000人を無作為抽出し、調査を行いたいと考えております。

三つ目は、障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業等を実施している事業者を対象としたアンケートで、事業を実施していく上での課題や制度に対する要望等を把握することを目的として実施します。

2番の「調査方法」ですが、前回同様、郵送による調査票の配布及び回収を予定しております。また、3番の「実施時期」ですが、アンケート結果を分析する時間を確保し、計画案に反映することができるよう、前回よりも半年程度前倒しし、今年度内の実施を予定しております。

4番の「調査の視点」ですが、アンケートの種別ごとに、それぞれ記載しているような視点から質問項目を作成する予定ですが、障害者手帳所持者を対象としたアンケートでは、災害時の対策や地域との関わりに関する質問は、経年変化を把握するため、前回と大きく変更しない方向で検討しております。一方、障害福祉サービス等に対する満足度については、現在の質問項目では、具体的なサービスに対するニーズの把握が十分できないと考えられることから、質問項目の見直しを検討しています。

前回の調査票を事前にお送りしておりますので、ご参照いただき、新たに加えるべき質問項目や、見直すべき項目について、皆さまからご意見をいただき、調査票を作成してまいりたいと考えておりますので、よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

アンケート項目でこういうものを増やしてほしいということなど、なにか皆さまの方でございましたら、よろしく願います。

委 員 障害者手帳所持者対象アンケート調査票の3ページ目、問5なんですけれども、「将来のあなたの生活についての希望をお答えください」というところで3番の「グループホームに入りたい」というのがあるんですが、「入りたい」という言葉に抵抗がありまして、「グループホームで暮らしたい」という言葉の方が適切ではないかと思えます。

会 長 事務局どうですか。今の意見。

審 議 経 過

事務局 ご指摘のように入所施設ではありませんので、「暮らしたい」という方が適切かと思しますので、そのように修正したいと思います。

会 長 他にございませんか。

委 員 一般市民対象アンケート調査票の17ページ目の問15なんですけれども、四角の中の「 役所や福祉センターなど」とあるんですが、福祉センターという建物自体がありませんので、説明が必要なのではないのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、一般的に、市役所や公的な福祉の窓口というような趣旨で前はこういう表現をしていましたけれども、確かに川西市にはこういう名称の施設はありませんので、もう少しわかりやすい表現を検討していきたいと思えます。

会 長 他に、ここをこうしてほしい、こういう項目を増やしてほしいとかがございましたら。

事務局、基本的には、前回のアンケート項目に、今言われたように文言の修正とかを加えてやりたいということですね。

事務局 基本的には全面的な見直しというのは今のところ考えておりませんので、特に皆さま方から大幅に変えるべきだというご意見がないようでしたら、ご指摘いただいたご意見等を踏まえて、作成を進めていきたいと思えます。

会 長 どうですか。何かございませんか。

委 員 これは無作為ですよ。障がい別で身体障がい者は一番多いですよ。その割り振りとか、そういうものはあるんですか。

事務局 障害者手帳所持者のアンケートに関しましては、1500人から2000人程度で抽出したいと思っております。前は1200人強でしたので、前回よりは、少し規模を拡大したいと思っております。

考え方ですが、ご指摘のように、障害者手帳所持者は、川西市内におよそ8200人いらっしゃいますが、そのうち約6000人が身体障害者手帳の所持者ということで、そのままの手帳所持の比率で抽出していきますと、どうしても身体障がい者の意見が大きくクローズアップされてしまうと考えており、基本的には、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の障害

審 議 経 過

者手帳所持者　これは障がい種別関係なくですが　という4つの区分に分けて、それぞれ同じ数ずつ対象者を抽出したいと考えております。

委 員　障害者手帳所持者8000人と言われましたでしょう。そのうち6000人は身体障害者手帳なので、もうちょっと、バランスをとっていただけるようにできないかなと思うんですけど、どうですかね。これは私の意見ですけれど。

委 員　身体障害者手帳をお持ちの方にアンケート調査の配分を大きくすると、やはり身体障がい者寄りの意見の方がやはりパーセンテージが大きくなると思うんです。だから、同じ人数でいかれた方がいいんじゃないでしょうか。

会 長　今の件について、何かご意見がございましたら。

委 員　一般的に、このアンケートは、賛成反対の意見を出して多数決で物事を進めるのではなくて、福祉計画で何をやっていくかということの中身が一番大事ではないかと思えます。

おっしゃるとおり、身体障がいの方が7割とか、声の大きいところだけを福祉計画に反映するのかということではなく、どういうことが抜けていて、どういところを改善していくべきかということに視点を置いて。

委 員　わかりました。

会 長　事務局、今こういうふうに意見が出てますが、アンケートをとって福祉計画を作るための資料という形で受け止めていいですか。アンケートでこういう意見があったから、こうしないといけないとかいうことはあるんですか。

事務局　さきほど私が同数ずつと申し上げた基本的な考え方は、障がいの特性によって求められる支援であるとかサービスに対するニーズは大きく異なるのではないかという認識がございまして、そういった中で、手帳所持者の比率で按分しますと、身体障がい者が全体の75%近くになりますので、そのままいくと、精神障がい者のアンケートの対象者としての人数が極めて少数になってしまいます。仮に2000人規模で実施するとしても、200人を切ってしまうような状況になりますので、そうしますと精神障がい者のニーズを十分吸い上げることができない恐れがあるのではないかと危惧しているところです。

さきほど、別の委員のご意見にありましたが、多い意見だけを採用することを目的に実施するものではありませんので、それぞれの障がいの特性に応じて、

審 議 経 過

どういったニーズがあるのか、どういった支援が求められているのかということ把握するのがアンケートの目的ですので、その点をご理解いただければと思います。

委 員　　そういうふうには言っているのではなく、やっぱりいろんな人の声を聴きたい。少数だったら、それだけの意見が出てこないんじゃないか、それが心配なんです。

会 長　　他にございませんか。

委 員　　3年前にも調査をやったわけで、たぶんその時も私がアンケートの答えを書いたと思うんですが、3年も前に何を書いたか忘れてしまいました。

ただし、3年経って障がいを持った人たちのニーズを大まかに把握するということは大事なことだと思うんですが、当事者としては、それがどれくらい実現したかという方が先に立つんですよね。あんまり大して実現されておられません。でも本当にこの質問項目は、微に入り細にわたり上手につくってありますから、ちょうど3年前のこれでほとんどいけるんじゃないかなという気がしておりますけれど、行政の方としては予算の都合なりいろいろ他市との関係なんかもありますから、私たちが思ってるように、画期的なことが起こると思っではないんですけど、少しでも進歩したかなと思いながら役員をしている私たちが、こうして年に2、3回集まってるんですが、あんまり大した進歩もしてなくて、また同じようなことを繰り返して、行政としては結局、他市がやってるし厚生省の方からこういうふうな要望があるからやってるんだという感じが正直なところしないこともないんですよ。なかなか画期的なことを希望するというのも難しいでしょうな。

会 長　　今意見を聞いてたら、アンケートは従来どおり同じようにとっていただいたらいいけれど、要は、アンケートをとって福祉計画を策定するときに、いかに活かしてもらって、それも実効性のあるように活かしてほしいという意見だと思うんですね。

だから、福祉計画をつくるときに、その辺のところを、要は実行、実際にできるんだというようなところをつくってもらえるような計画をつくってほしいという意見だと思うんですけど。そういうことですね。

事務局　　本当にご指摘のとおりでして、前回のアンケート結果を踏まえて、例えば一例をあげれば、障害福祉サービスの事業所を選ぶための情報について十分得ら

審 議 経 過

れていないと考えていらっしゃる方が38%弱あり、十分に得ていると考えている人の2倍以上に上っているということがアンケートの結果からわかりましたので、障害福祉サービスの利用調整等を行う相談支援事業所の拡充ということに取り組む必要があるということで、昨年10月にハピネス川西相談支援事業所の開設を、委託という形をとってさせていただいたということをございまして、全てのご要望にお応えできれば一番いいのですが、できる限り反映できるように、これからも努めていきたいと思っております。

また、今回はアンケート結果を計画に反映するための時間を確保するという事で、前回より時期を早めて実施したいと考えておりますし、アンケートには自由記述の部分もございますので、そういったところも丁寧に読ませていただいて、できるだけ計画に活かしていきたいと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(発言する者なし)

会 長 他にご質疑等もないようですので、「『(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画』策定に係るアンケートの実施について」の協議は、以上で終わります。

次に、2項目めの「障害者差別解消支援地域協議会について」の協議に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局 「資料2」をご覧ください。

1番の「協議会を組織する趣旨」でございます。

障害者差別解消支援地域協議会は、昨年4月に施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 いわゆる障害者差別解消法において、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取り組みなど、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして組織することができるとされているものです。これまで、本市の実情にあった地域協議会の設置方法について検討してきましたが、一定、市としての考え方を整理いたしましたので、皆さまからご意見をいただきたいと考えております。

2番以下、地域協議会の取り扱う事務や協議の対象となる事案の例、期待される役割や組織方法について記載しておりますが、この内容は、内閣府が作成した「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針」及び「障害者差別解消支

審 議 経 過

「援地域協議会設置の手引き」に基づき、記載したものでございます。

簡潔に申し上げます、地域協議会は、個別事案の斡旋や調停等を行うものではなく、事案や相談事例の共有や分析を通じて、障がい者差別が起こらない地域づくりを進めるために設置するものでございます。したがって、5番の「地域協議会の組織」の(2)「想定される構成機関等」に記載しているように、地域において障がい者と関わりを持つ様々な機関や関係者が、できるだけ多く地域協議会に参画することが望ましいと考えられます。一方、障がい者に関する協議体は、他の法律に基づくものなど、すでに複数あり、構成する機関や関係者も多く重複すると考えられます。

以上のような点を踏まえ、本市といたしましては、6番の「本市の対応(案)」に記載しておりますとおり、平成29年度から、この障害者施策推進協議会に、人権施策関係者、民間事業者、法曹関係者等に新たに委員としてご参画いただくことにより、当面の間、障害者差別解消支援地域協議会としての役割を、あわせて受け持っていただければと考えているところでございます。

本日お配りいたしました「資料3」をご覧ください。

こうした方針を本日ご承認いただければ、4月1日付で、「川西市障害者施策推進協議会規則」を、新旧対照表のとおり改正したいと考えております。

改正内容は、協議会の所掌事務と委員数の2点でございます。新旧対照表の左側が現行の規定で、右側が改正案でございます。

所掌事務を定めた第2条につきましては、全面的に改め、第1号で、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 いわゆる障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、先ほどもご説明しましたが、児童福祉法の改正により、新たに策定が義務づけられた市町村障害児福祉計画、これらの策定又は変更に関する事項を調査審議していただくことを明確にいたします。

また、第2号で、ただいまご説明しました障害者差別解消支援地域協議会が協議すべき事項を調査審議することを明記いたします。

第3号では、これらに加え、本市の障がい者施策の実施状況の調査や重要事項について調査審議することとし、本市の障がい者施策に関し、幅広く協議の対象とすることができるよう規定いたします。

次に、組織について定めた第3条は、新たな委員を加えることに伴い、委員の上限数を17人から20人に改めようとするものです。

次のページ以降に改正後の全文を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

以上、障害者差別解消支援地域協議会の設置について、本市の考え方をご説明いたしました。よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

審 議 経 過

会 長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

委 員 差別解消法に関する協議は、具体的にどういうふうに進めていくんだらうかということイメージを出していただきたいと思います。それから、3名の人員の増加があるということですが、これはどういう方を充てるのかということです。

事務局 ご協議いただく内容といたしましては、例えば、市やその他の様々な相談支援機関などに寄せられました障がい者差別や合理的配慮に関する相談事例をご提示させていただき情報共有をしていただく。また、そこで行われた相談に対する対応について、より良い対応が考えられれば、そういったご意見もいただきながら、協議会でいただいたご意見をまた関係機関にフィードバックする、そういったようなイメージで、今のところは考えております。

もう1点の新たに参加いただく委員の方ですが、今のところ事務局として考えておりますのは人権擁護委員の方あるいは商工会の関係の方、また弁護士の方をお願いできればと考えております。

委 員 差別解消法については、合理的な配慮というのは、なかなか苦情という形で上がってこないところに問題は発生しているだろうと。むしろその障がいのある当事者の人たちにしっかり話を聞いていながら課題をあぶりだしていくことが、この法律に求められていることではないかなという気はするんですが、そうすると、こういう形で協議会を進めていくとしたら、第4条の(4)障がい当事者の方たちにもう少し入っていただくようなことが、いわゆる専門家を集めてくるよりも生産的ではないかなと思うんですけど、ちょっとちゃぶ台返しみたいな提案で申し訳ないと思うんですけど、そんな感じがします。

事務局 ご指摘のとおり、そもそも、これが差別に当たるのかどうかなど、相談に至らない部分があると考えられます。そういった、それぞれの障がいのある方が抱えている思いのようなものをどのように取り上げていくかということは非常に重要な課題だと思います。そのためにこういった手段が考えられるかということについて、事務局として適切なお答えを持ち合わせていないところなんですけれども、そういったことも協議会の中で皆さまからのご意見をいただければ、非常に意味のある会議になるのではないかと思いますし、また当事者の意見が、今このメンバーでは十分反映できないのではないかとご指摘かと思うんですけども、今の障害者施策推進協議会には、それぞれの障がい種別に応じた当事者団体、ご家族の団体の方から代表としてご参加いただいています

審 議 経 過

ので、一定そういったご意見は反映できるのではないかと考えております。

当面は、この協議会で差別解消支援地域協議会の機能をあわせて受け持ってもらいたいと考えておりますが、例えば、相談事例が増えてきたり、協議すべき内容の専門性がより増してくるといったようなことが運営していく中で見られるようであれば、それはまた、独立した協議会として設置するということも検討していかなければならないと考えておりますし、運営していく中で必要に応じて見直しを検討していきたいと考えております。

委 員 障害者団体の代表の方が来られているというのは、意味のあることですし、その方たちの意見が市政を決めていくということはとても重要なことだと思うんですけど、一つは家族の意見と本人の意見が違うということが、やっぱりあるだろうということ。それから、団体の代表ではなく個人としてしっかり意見を述べるという機会が必要ではないかという、この2点がこれからのこういう会議には欠かせないのではないかと思います。ご検討ください。

事務局 さきほど申し忘れたんですが、もう1点、家族とご本人の意向が違うということがあり得るということなんですけれども、この協議会には相談支援事業者の方にもご参加いただいていますので、日々、当事者の方、あるいはご家族の方に対する相談支援をされる中で把握される事例というのも多くあると思いますので、家族会、当事者団体からの意見だけではなく、そういう現場の生の声というのでも協議のテーブルにのせていただくということもできるのではないかと思います。

委 員 障がい者団体でも、福祉協会さんの場合は当事者の方なので、肢体不自由であったり、聾であったりという方で、種別は違っても自分の意見を話せる方がいらっしゃるので、メンバーに加わっていただいたらいいかと思うんですけども、私たち知的障がい者は、自分の快適なことも伝えられないところを親がくみ取って代弁していますし、精神障がいの方もやはりその時間に来れないという、そういう障がいがありますから、そこをくみ取って私たち親が本人に成り代わって言っている。父母の会さんであっても、ご本人に成り代わって希望をお話しさせていただいていますので。

委 員 先生の言われることは、一番常識的でありそのとおりだと思います。ただ、4つの団体があるんですが、今も会長さんがおっしゃったように福祉協会といって、成人になった人たちの会があるんですけど、その人たちは非常に多岐にわたるんです。目の見えない人、耳の聞こえない人、体の悪い人、その他に後

審 議 経 過

遺症の人がいる。普通の学校、大学まで出て会社にも勤めていたけれども交通事故によって具合が悪くなってしまったとか、あるいはまた内部疾患によって内臓関係の方が悪くて一般に就職できなかったり、こういう人たちは自分の意見が言えるんですけども、生まれた時から、ずっと養護学校なんかで過ごし、体が不自由で、養護学校の高等部ぐらいまでは卒業したけれども、実際は就職もなかなか難しいと、そういうふうな人たちは、自分の意見というものをなかなか持てないんです。持てないというか、おなかの中では持っていても発表することができないんです。そういう方が身体障がいの場合にはありまして、精神障がいとか知的障がいになりますと、自分の意思というものを訴えないことがあるものだから、年を取った親御さんが会員になっておられるというような現状があるもんですから、なかなか、本人さんの意見を聞くというのはちょっと難しい面もあるかもしれませんね。

委 員 おっしゃることはよくわかりますし、表現能力とか理解能力とかは人それぞれですから、ともかくこの場に出てくれば何か起こるだろうというのは間違いだというのはご指摘のとおりだと思います。

ただ、ご存知だと思いますが、厚労省の中での委員会に知的障がいのある人たちが参加するという事例がすでにあたりとか、自治体によっては、こういう会議に知的障がいのある人が参加するという事例もあるわけですね。それは突然一朝一夕にできるわけではなく、おそらく下積みだとか障がいのある人をサポートする体制が地域の中にあって初めてできることだと思いますので、これは理想論と言われればそのとおりだと思いますけれども、川西にはまだないんじゃないかと思いますが、セルフアドボカシーという、知的障がいのある人が自分たちで会をつくって、自分たちの意見を形成していくような運動が全国にありまして、そういうような運動なんかとも実はこういうところでの会議というのも絡みがあるはずなんですけど、もしかしたら言い過ぎてるところがあるかもしれませんが、先進的な動向をお耳に入れようと思いました。失礼しました。

事務局 今、皆さま方にご就任いただいております協議会委員の任期は3月末までということで、4月から、また新しい委員の方 引き続きご就任いただく方も多くいらっしゃるんですけども、また新たに、新しい方を加えた形でスタートしたいと考えているんですけど、その際には、2名の市民からの公募委員の枠を設けております。これにつきましては、特に障がいの有無を問うてはいませんので、もちろん当事者の方に応募していただくことも可能でございますので、念の為に申し上げさせていただきます。

審 議 経 過

会 長 事務局、この資料では、平成29年4月1日からの施行となってるけれども、これは、今日のこういった協議をもとに、それでやっていくというふうに理解したらよろしいですか。

事務局 この形で、障害者差別解消支援地域協議会の機能もこちらの協議会にあわせて担っていただくということについてご承認いただけるようであれば、この4月1日施行で規則改正の手続きを進めまして、4月1日に新たなメンバーでスタートいたします協議会からは、改正案の方で3つの所掌事務を掲げておりますが、その3つの事務を担当する協議会として運営していくということでございます。

会 長 ということなのですが、ご意見がなければ、この案でよろしいでしょうか。

委 員 障害者差別解消法ですから、福祉協会さんの方から、ご本人の委員になっていただける方が出ていただけたらと思うんですが。

委 員 私のところは当事者ですから、当事者を1人でも増やしていただいたら、もっとありがたいですけど。今のところは1人ということで、このままちょっとしばらくはかせていただきます。

会 長 さきほど、いろんな意見が、構成のあり方とかそういうこともあったので、それを参考にしてもらって取り組んでもらったらいいと思います。

委 員 阪神地区のプレゼンテーションをした時に、筋ジストロフィーの方がいらっしやあって、当事者の視点からご意見を言っていて、私たちも、それはすごく参考になったということもありますし、私たちの当事者は、なかなか自分の意見も言えない方々ばかりなので、福祉協会の方だったら時間とかにも参加していただけるんじゃないかなと思ったんですが。

委 員 それは、私たちも1人より2人、2人より3人、それはいろんな意見がありますからね、私たちのところも。

会 長 いろいろな意見は出てますが、一応事務局から規則の改正案が出ていますが、皆さんの意見も参考にもらって、やってもらったらいいんじゃないかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。そういう形で、よろしいですか。

審 議 経 過

事務局 定員の関係なんですけれども、今、協議会の定員は15名になっておりまして、規則では17人以内となっておりますので、まだ2人余裕があります。今のところ、3人の方に新たに入っていただく予定にしておりますが、それでも18人ですので、改正後で20人以内にはしていますので、委員枠としては2人の余裕がありますので、その中で、当事者の方に入っていただくような何か手段がないかといったようなことを含めて検討させていただきたいと思います。

委 員 あまり減多に開かれない会議だと、現状では思うんですけれども、それは予算との関係もあるんだろうと推測しているんですが、当事者の方を入れて当事者の意見を聞くとなると、片手間にはできないだろうという気もするんですね。そのために1回会議を設けるとか、この法律をちゃんと実行していこうとすれば当然生じてくることだろうと思うんですけれども、予算的な背景というのは大丈夫なんでしょうか。

事務局 予算の制約で会議が開催できないということはございません。また29年度は新しい計画策定の年になりますので、通常の間よりは開催回数が多くなるということを当初から見込んでおりますので、委員報酬の予算が足りないからとかそういったことが理由で開催回数が多いとか少ないとかということはありません。

会 長 他にございませんか。

一応、皆さんの同意をいただいたという形で考えておりますので、それでは、この案で、さきほどの意見を活かしながら取り組んでいただければありがたいと思います。

それでは、「障害者差別解消支援地域協議会について」の協議を以上で終わります。

以上で本日の協議事項はすべて終わりました。

次に「その他」につきまして、この際皆さんの方から何かご意見がございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

委 員 低炭素型複合施設なんですけれども、予定よりまた延びたんでしょうか。

事務局 担当部署から、先日正式に公表がありまして、当初の予定よりも少し遅れるということで、工事のスケジュールとしましては、この29年4月1日から着工ということで、竣工が平成30年8月末予定ということで、8月末に竣工しまして9月中に移転の準備などをしていって、オープンがいつになるかという

審 議 経 過

のは、福祉関連は事務所的な要素が強いので特にいつからというのは決めてはおりませんけれども、それぞれ入られる団体さんと調整した中で、なるべく早いうちに、早ければ9月のうちにでも活動していただけるような場が提供できるかなと考えております。

会 長 できるだけ、予定どおりにやっていただくということをお願いします。
他にございませんか。

(発言する者なし)

会 長 なければ事務局の方から何か連絡事項がありましたら。

事務局 さきほど、担当から申し上げましたけれども、皆様の任期は今年度で満了となっております。本日が皆様の任期では最後の会議となっておりますので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

3年を超える長きにわたりまして、本市の障がい者福祉計画などにつきまして種々ご意見を賜りまして厚くお礼申し上げます。

今後も引き続きお世話になる方も多いわけですが、今までにいただきましたご意見につきましては、今後の障がい者福祉計画を実施していくにあたり、参考とさせていただきますとともに、来年度策定いたします新たな障がい者福祉計画の方に活かしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

どうも長い間ありがとうございました。

会 長 以上で、本日予定しておりました議事は、すべて終了しました。
これをもちまして、第8回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。
どうも、ご苦労さまでした。

(閉 会 午後2時18分)